

令和二年秋田県議会第二回定例会会議録

第五号

議事日程第五号

令和二年十月八日（木曜日）

午後一時開議

- |             |   |             |   |
|-------------|---|-------------|---|
| 第一、議案第一六六号  | 秋田県教育委員会の委員の任命について  | 第一五、議案第一七七号 | 交通事故に係る和解について                               |
| 第二、議案第一六四号  | 令和二年度秋田県一般会計補正予算（第九号）                                     | 第一六、議案第一七八号 | 交通事故に係る和解について                               |
| 第三、議案第一六五号  | 令和二年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第一号）                         | 第一七、議案第一七九号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 第四、認定第一号    | 令和元年度秋田県公営企業会計決算の認定について                                   | 第一八、議案第一八〇号 | 財産の取得について                                   |
| 第五、議案第一六七号  | 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例案         | 第一九、議案第一八一号 | 財産の取得について                                   |
| 第六、議案第一六八号  | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案                          | 第二〇、議案第一八二号 | 財産の取得について                                   |
| 第七、議案第一六九号  | 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案 | 第二一、議案第一八三号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 第八、議案第一七三号  | 交通事故に係る和解について   | 第二二、議案第一八四号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 第九、議案第一七〇号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案                  | 第二三、議案第一八五号 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について                        |
| 第一〇、議案第一七一号 | 秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案                                | 第二四、議案第一八六号 | 交通事故に係る和解について                               |
| 第一一、議案第一七二号 | 秋田県漁業権免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案                               | 第二五、議案第一八七号 | 交通事故に係る和解について                               |
|             |   | 第二六、議案第一八八号 | 交通事故に係る和解について                               |
|             |   | 第二七、議案第一八九号 | 交通事故に係る和解について                               |
|             |   | 第二八、議案第一九〇号 | 物損事故に係る和解について                               |
|             |   | 第二九、請願審査の件  |   |
|             |   | 請願第三六号      | あきた芸術劇場舞台芸術型ホールへの組込反響板設置の請願について             |
|             |   | 請願第三七号      | 物流業の安全確保と効率化の推進のため高速交通体系の整備に係る意見書を求める請願について |
|             |   | 第三〇、意見書案第四号 | 物流業の安全確保と効率化の推進のため高速道路の整備促進と利用者負担の軽減を求める意見書 |

第三一、意見書案第五号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を  
 求める意見書

三十九番 柴田正敏 四十番 川口一  
 四十一番 鶴田有司 四十二番 鈴木洋一  
 四十三番 北林康司

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

地方自治法第二百一十一条による出席者

午後一時開議

本日の出席議員

四十三名

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣	知事	佐竹敬久
三	番	鳥井修	四	番	宇佐見康人	副知事	堀井啓一
五	番	住谷達	六	番	児玉政明	総務部長	神部秀行
七	番	小山緑郎	八	番	鈴木真実	総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子	企画振興部長	出口廣晴
十一	番	吉方清彦	十二	番	佐々木雄太	あきた未来創造部長	高橋修
十三	番	杉本俊比古	十四	番	鈴木健太	観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
十五	番	佐藤信喜	十六	番	今川雄策	健康福祉部長	佐々木薫
十七	番	鈴木雄大	十八	番	加藤麻里	生活環境部長	鎌田雅人
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人	農林水産部長	佐藤幸盛
二十一	番	小原正晃	二十二	番	沼谷純	産業労働部長	猿田和三
二十三	番	高橋武浩	二十四	番	佐藤雄孝	建設部長	小林賢太郎
二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英	出納局(兼)局長	柳田高人
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	東海林洋		
二十九	番	渡部英治	三十	番	原幸子		
三十一	番	工藤嘉範	三十二	番	近藤健一郎		
三十三	番	加藤欽一	三十四	番	佐藤賢一郎		
三十五	番	小松隆明	三十六	番	石田寛		
三十七	番	三浦英一	三十八	番	土谷勝悦		

総務部次長 松本欣也  
 財政課長 神谷美来  
 教育委員会教育長 安田浩幸  
 警察本部長 久田誠

●議長（加藤鉦一議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 （朗読省略）

一、十月七日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一六四号 (2) 同 第一六五号

一、十月七日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一六七号 (2) 同 第一六八号

(3) 同 第一六九号 (4) 同 第一七三号

一、十月七日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七〇号 (2) 同 第一七一号

(3) 同 第一七二号 (4) 同 第一七四号

一、十月七日、次の議案等について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

(1) 認定第 一号 (2) 議案第一七五号

(3) 同 第一七六号

一、十月七日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七七号 (2) 同 第一七八号

(3) 同 第一七九号 (4) 同 第一八〇号

(5) 同 第一八一号 (6) 同 第一八二号

一、十月七日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一八三号 (2) 同 第一八四号

(3) 同 第一八五号 (4) 同 第一八六号

(5) 同 第一八七号 (6) 同 第一八八号

(7) 同 第一八九号 (8) 同 第一九〇号

一、十月七日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

産業観光委員長  
建設委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十月八日、建設委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第四号 物流業の安全確保と効率化の推進のため高速道路

の整備促進と利用者負担の軽減を求める意見書

(2) 意見書案第五号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求

める意見書

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、十月一日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同

日、各議員に配付した。

一、十月七日、監査委員から住民監査請求の要旨について通知があり、本日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

教育公安委員会

(1) 請願第 二号 高等学校の現場において、乳がんについての知識の

普及・啓発を求める請願について

松田豊臣議員

(2) 請願第七号 義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について

例月出納検査報告書

登載省略

(3) 請願第一一号 秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

【令和二年第二回例会（九月議会） 請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

議員派遣一覧

一 令和二年度日沿道整備状況現地見学会

(1) 派遣の目的 令和二年度日沿道整備状況現地見学会に出席のため

(2) 派遣期間 令和二年十一月九日（月）

(3) 派遣地 山形県

(4) 派遣議員 北林丈正議員（日本海沿岸東北自動車道建設促進青

森・秋田・山形・新潟四県議会協議会

及び東北中央自動車道建設促進秋田・

山形・福島三県議会協議会の常任理

事）

渡部英治議員（右記二協議会の理事）

二 第二十回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣の目的 第二十回都道府県議会議員研究交流大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和二年十一月九日（月）～十一日（水）

(3) 派遣地 秋田市ほか

(4) 派遣議員 北林康司議員、北林丈正議員、鈴木健太議員、

杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、鈴木真実議員、

児玉政明議員、住谷達議員、宇佐見康人議員、

東海林洋議員、吉方清彦議員、薄井司議員、

沼谷純議員、小原正晃議員、加賀屋千鶴子議員、

●議長（加藤鉦一議員） お諮りします。日程第一、議案第百六十六号は、

委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第百六十六号秋田県教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案は、秋田県教育委員会の委員として、大塚和歌子氏及び伊勢昌弘氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者全員であります。よって、議案第百六十六号は同意されました。

次に、日程第二、議案第百六十四号から日程第二十八、議案第百九十号までの議案二十六件、認定一件を一括議題といたします。

関係委員長長の報告を求めます。まず、予算特別委員長長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長柴田正敏議員）登壇】

● 予算特別委員長（柴田正敏議員） おはようございます。

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第六十四号令和二年度秋田県一般会計補正予算（第九号）、議案第六十五号令和二年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第一号）、以上二件であります。

今回の一般会計補正予算は、二百四十七億七千五百四十万円の増額であり、これにより予算総額は、六千七百八十二億一千三百二万円となります。

次に、中小企業設備導入助成資金特別会計の補正予算は、十九万円の減額であり、これにより予算総額は、一億五千二百三十九万円となります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、県内経済の下支えなどに係る事業のほか、「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」に基づく事業、公共事業等について計上されており、

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「徴収取扱費」、「行政手続デジタル化推進事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「周産期医療体制整備事業」、「能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「省力化・省人化生産技術確立事業」、「秋田米生産・販売体制緊急支援事業」、「比内地鶏販売ルート多角化推進事業」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「『秋田のお宿』県民応援事業」、「リゾートワーク環境整備支援事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「ダム管理事務所情報通信ネットワーク回線環境整備事業」、「空港施設感染症対策事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「県立学校施設等安全対策事業」、「地域協働カリキュラム開発推進事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査についてですが、はじめに「次世代農工連携拠点センターの設置」についてであります。

次世代農工連携拠点センターの設置は、単に県立大学の整備にとどまらず、秋田県の農業・産業の振興を図る上で非常に有益と思われるが、どのように取り組んでいくのか。また、大潟村は、大規模農業の拠点としては申し分ないが、中山間地域は使用する機械や作目が異なると思われる。県内の様々な条件の農業に対応できるように、県北、県南地域にもサテライト的な拠点を設けるべきではないかと考えたのに対し、農業県である本県は、農業経営の法人化や大規模化、ほ場整備も進んでおり、スマート農業を実施しやすい環境といえる。平場はもとより、中山間地域においても、センサーやドローンなどを活用することで、生産効率の向上などが期待できる。今回、農学系と理工学系の学部を有する県立大学の強みを活かして、次世代農工連携拠点センターを整備し、スマート農業に関する研究や人材育成、技術開発を進めることで、本県が、日本のスマート農業の先進的な役割を果たせるよう取り組んでいきたい。また、各分野が連携して取り組み、農業の振興に加え、スマート農業に関連する県内の工業、情報産業を地域に根付かせる効果も期待できる。センターが、スマート農業の拠点としての役割を果たしていくためには、県内の農業関係者、企業等の意見を取り入れながら地域特性を踏まえて対応していくことが重要であることから、センターと地域の関わり方については、大学と研究してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「ワーケーションについて」であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化により、首都圏の企業を中心にテレワークの普及が急速に進むとともに、地方移住への関心も高まっている。リゾート地などで休暇を楽しみながら仕事も行うワーケーションは、テレワークのひとつの形として注目が高まっているが、県はどのように捉えているかとただしたのに対し、情報通信技術の発達により、仕事をしながら休暇を楽しむワーケーションが可能となり、地域活性化にもつながるものと期待されている。本県は、豊かな自然やコンパクトな都市機能、様々なレジャーを楽しめる環境を有しており、ワーケーションを進める上での下地はあると考えている。ワーケーション自体が、新しい概念であり、様々な分野で、どのような戦略で臨むかが非常に重要であると捉えているとの答弁がありました。

また、ワーケーションには、地方へサテライトオフィスを設置するなど企業が主体となって進めるものと、個人が出張先などで、テレワークをしながら余暇を楽しむ個人型があり、重視される要件が異なると思われるが、ターゲットに応じて、どのようにPRを進めるのかとただしたのに対し、個人に対するアプローチとしては、ワーケーションモデルツアーを実施し、参加者へのヒアリングから業種、職種ごとの課題を洗い出して、どのようなPR方法が効果的か検討してまいりたい。企業に対しては、首都圏企業等約四千社に対し、リモートワーク等の導入状況に関するアンケート調査を実施しており、ワーケーションの意向についても関心を示した企業に対して、個別の働きかけを行うなど具体的な取組内容の検討を進めてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「あきたこまちの育成について」、「少子化対策について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百六十四号及び議案第百六十五号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきもの

と決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十四番（総務企画委員長鈴木健太議員）登壇】

●総務企画委員長（鈴木健太議員） ただいま議題となりました、議案第百六十七号、議案第百六十八号、議案第百六十九号及び議案第百七十三号、以上四件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百六十七号は、漁業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うおとするものであります。

議案第百六十八号は、地方自治法施行令の一部改正により、所要の規定の整備を行うおとするものであります。

議案第百六十九号は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うおとするものであります。

議案第百七十三号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百六十七号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。はじめに、企画振興部関係のウイズ・アフターコロナ秋田ビジョンについてであります。

このビジョンに掲げられている「DX、デジタル・トランスフォーメーションの推進」を図る上で鍵になるのは、高速通信網の整備だと考えるが、民設・民営の原則に従うままでは、高速道路や新幹線といった他のインフラ同様、需要の大きい大都市圏から優先的に整備が進み、本来、最も通信インフラを必要とする地方が後回しにされる懸念がある。

コロナ禍を契機とした東京一極集中の打破のためにも地方が率先して整備を進めるという意志を示し、県費を投入すべきと考えるがどうか。また、整備を進めるに当たっての、国、県、市町村、通信事業者等の役割分担はどうかとなっているのかとただしたのに対し、高速通信網等の基盤インフラの整備については、通信事業者が主体となり、国が助成を行いつながり進めていくことになるかと考えている。県としても、このビジョンに盛り込んでいくように、サテライトオフィス等の個別の拠点整備などを支援し、地方への企業や人材の誘致を図りたいと考えている。また、今年度、国において光ファイバー回線網整備に向けた大規模な補正予算措置がなされたところであり、県内でも複数の市において、通信事業者が国の補助事業を活用しつつ、市の助成を得て、未整備地域における回線の敷設を進めている。県としては、引き続き、市町村とも連携しながら、各地域における事業の実施について、通信事業者に働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

また、通信インフラの中でも、今後は特に5Gの通信エリアの拡大が重要となってくるが、光ファイバー回線同様、民間の通信キャリア任せにしていたのでは、地方における拡大は進まないと思われる。5Gの導入促進に係る県の方針はどうかとただしたのに対し、5Gの基地局については、国から通信事業者に対し、全国一律に展開するよう方針が示されており、各事業者が整備を進めているところである。また、ビジョンには本県における取組として、生産現場等におけるローカル5G等の導入の支援を盛り込んでおり、現在、県内二か所でローカル5G導入の計画が進展している。県としても、こうした事例を示すとともに、企業等の5Gの需要を喚起しながら、通信事業者に迅速な整備を働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

次に、あきた未来創造部関係の第三次あきた子ども・若者プラン（仮称）骨子案についてであります。

プランの体系と主な施策の内容には、子供の各成長段階における様々

な支援策等が列挙されているが、子育て世代が本当に苦勞しているのは、金銭的な部分だけではないように思われる。例えば、乳幼児期においては、子供が体調を崩しやすく、保育所等を頻繁に休まなければならないため、それに伴って両親も交互に仕事を休まざるを得ず、そろって疲弊してしまうといった例が見受けられるが、こうした時期に仕事を休みやすい環境を作る必要があるのではないかと。また、学童期においては、低学年のうちには一人で留守番もできないので、この時期の子供の対策が必要ではないかとただしたのに対し、親の休暇の環境整備については、企業に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に、子の看護休暇の位置づけを働きかける等の取組を行っているほか、病児保育やファミリー・サポート・センターにおける個人託児といった保育サービスの活用について啓発を行っており、そうした情報が保護者に届くよう、より一層周知してまいりたい。また、低学年の児童への対応については、各市町村において、地域のニーズを把握しながら放課後児童クラブの設置を進めており、県も国とともに設置への助成を行い、計画的な支援を進めているところであるとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【十五番（農林水産委員長佐藤信喜議員）登壇】

●農林水産委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第一百七十号、議案第一百七十一号、議案第一百七十二号及び議案第一百七十四号以上四件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第一百七十号は、秋田県農業共済保険審査会の廃止に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第一百七十一号は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第一百七十二号は、漁業法の一部改正により、知事許可漁業の許可

を受けようとする者等から、手数料を徴収しようとするものであります。議案第七十四号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七十号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「秋田米新品種ブランド化戦略の推進状況について」であります。

秋田米新品種の名称案の最終候補である六案について、新しさやインパクトがないとの声も聞こえるが、どのような選考過程を経て、絞り込んだのか。また、この六案が選ばれたことに対して、どのように受け止めているのかとただしたのに対し、名称案の選考については、応募総数二十五万件の中から、まず、品種の本質を捉えていることや、長く親しまれ、覚えやすく、伝えやすいといった、秋田米新品種ブランド化戦略本部の方針に基づいて、選定作業を進めた。また、一定程度に絞り込んだ段階で、特定の方向性のものに偏らないよう産地イメージ、品質・食味、ストーリー性、あきたこまちとの関連性といった四つのタイプに分類するとともに、他品種との類似性や、商標などのチェックを行い、一次選考の二十件に絞り込んだところである。その後、米穀専門誌の編集者や農業団体の代表等の専門家で構成される名称選考部会の六名が、多角的な視点から、それぞれ数案ずつ選び、意見交換を行った上で、二次選考の六案となったものである。この六案については、選考方針に則り、奇をてらったものではなく、長く愛されるという視点で選ばれており、それぞれに良さがある名称が選ばれたものと受け止めている。名称決定後は、周知キャンペーンや、サンプル米の配付などのプロモーションを展開し、お米と名称の融合を図り、秋田の新しいブランド米として、多くの消費者に親しまれるよう、取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【十七番（産業観光委員長鈴木雄大議員）登壇】

●産業観光委員長（鈴木雄大議員） ただいま議題となりました、認定第一号、議案第七十五号及び議案第七十六号、以上三件について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました認定第一号は、令和元年度における電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算の認定について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第七十五号は、地方公営企業法施行令第二十四条第二項の規定に基づき、令和元年度に生じた電気事業会計の地域振興積立金の処理について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第七十六号は、地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、令和元年度に生じた電気事業会計の未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。認定第一号令和元年度秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

電気事業について、電力の販売量は減少したが、料金収入が増加した理由は何か。また、工業用水道事業について、契約超過水量はこれまで一か所とのことであるが、令和元年度においてはどのような状況だったのかとただしたのに対し、電気事業における発電量については、水量等により発電所ごとに条件が異なり、令和元年度は、早口発電所などのF-I-T発電所の流水量が例年並みであったほかは、例年の流水量の九割に満たないほどの渇水であったため、全体の発電量は例年より一〇%以上減少した。一方で、令和元年度は、東北電力株式会社と相對契約の最終年度であり、平成三十年年度の単価七円五十一銭に対し、八円二十四銭と



いう固定価格で契約を結ぶことができた。については、単価の高いFIT発電所においては例年並みの発電量を確保しつつ、全体として減少した発電量を昨年を上回る単価で賄うことができたため、前年度並みの利益を確保できたものである。工業用水道事業における契約超過水量については、製紙会社がその八割を占めている状況に変わりはないものの、近年は節水志向のため、今後は、超過水量による収入増は余り期待できないと考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第一号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第七十五号及び議案第七十六号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。はじめに、観光文化スポーツ部関係の「あきた芸術劇場整備事業について」であります。

工期の延長については、主な要因のひとつとして、工事が冬期間にずれ込むことを挙げているが、もともと冬期間の工事は予定されていたはずであり、安易に認めることなく、必要性を十分精査してほしいと思うがどうか。また、インフレスライドによる工事契約額の変更申請についても、しっかり精査した上で金額を決めてもらいたいと思うがどうかとただしたのに対し、工期の延長については、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外作業員の移動を自粛し、工事に一か月程度の遅れが生じたため、コンクリート工事が冬期間にずれ込むことになり、コンクリートの養生やそのための仮設工事を追加したことから、トータルで三か月の工期延長が必要となったものである。工期延長の妥当性については、建設部とも十分協議しており、今後も適切な工程管理を行ってまいりたい。また、インフレスライドによる工事契約額の変更については、今後施工する工事量の割合が大きい中で、平成三十年度の工事発注時点の労務単価や資材価格に上昇がみられることから、申請があったもので

あり、金額については、工期延長に係る工事費の増額と併せ、しっかりと精査してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長今川雄策議員）登壇】

●建設委員長（今川雄策議員） ただいま議題となりました、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第八十号、議案第八十一号及び議案第八十二号、以上六件について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第七十七号及び議案第七十八号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めらるものであります。

議案第七十九号は、一般県道西目屋二ツ井線能代市二ツ井町荷上場地内における地方道路交付金工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第八十号から議案第八十二号までの三件は、空港の除雪体制の整備を図るため、空港用高速ロータリー除雪車等を買入れしようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十七号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について御報告を申し上げます。

まず、建設部関係の「住宅リフォーム推進事業による在宅リモートワークの環境整備に対する支援の拡充について」であります。

住宅リフォーム推進事業において、在宅リモートワークの増加を踏まえ、移住・定住世帯が行うリモートワークのための環境整備に対する支援を拡充することだが、この拡充だけでは、首都圏等からの移住・

定住の促進に対する効果も、限定的であると考えますが、今回の制度の見直しは、どういう方針で行ったものなのかとただしたのに対し、リフォーム事業による支援だけでは移住・定住の促進につながるものではなく、様々な切り口で、多岐にわたる施策の効果が相まって成果が出るものと考えており、今回の支援の拡充も、ウィズ・アフターコロナにおける新しい働き方の定着に向けた、県の取組の一部として行ったものである。また、現時点の移住・定住世帯における本事業の活用状況からも、多様な施策の効果の一つとして、移住の後押しにつながるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、建設部関係の「県南地区における広域汚泥資源化施設の計画について」であります。

県では、生活排水処理施設の広域化・共同化を第三期ふるさと秋田元気創造プランの重点戦略に位置づけて進めていると思うが、県北においては、今年度から広域汚泥資源化施設の供用を開始し、中央においても秋田市の八橋処理場と県の臨海処理センターを統合して運用を開始するといった成果が現れているようだが、県南地区においては、今後どのような構想で進めていくのか。また、計画を進めるに当たっては、どのような課題があり、取組は地域に根付いたものとなっているのかとただしたのに対し、県南地区においては、現在、各市町の汚泥を集約し、コンポスト化する計画で、来年度からの事業着手に向けて進めている。また、この計画を選択した一番の理由は、農業が盛んな県南でコンポストを利用してもらい、農業のコスト削減にも貢献できると考えたためである。今後は、民間のノウハウを取り入れつつ、臭気対策について、他の事例などを参考とし、地元の理解を得ながら、最適な施設の整備に向け、計画的に進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、御報告を申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 教育公安委員長長の報告を求めます。

【二十三番（教育公安委員長高橋武浩議員）登壇】

●教育公安委員長（高橋武浩議員） ただいま議題となりました、議案第百八十三号、議案第百八十四号、議案第百八十五号、議案第百八十六号、議案第百八十七号、議案第百八十八号、議案第百八十九号及び議案第百九十号、以上八件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百八十三号及び議案第百八十四号は、秋田県立横手高等学校管理校舎棟建築工事及び機械設備工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百八十五号は、秋田県青少年交流センターの指定管理者の指定の内容を変更しようとするものであります。

議案第百八十六号から議案第百九十号までの五件は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第百八十三号外七件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、教育委員会における「コロナウイルス感染症に関連した保育士等への慰労金の支給」についてであります。

さきの六月補正予算では、医療機関や福祉施設、あるいは調剤薬局で働いている方々に対し、慰労金を支給するための事業が創設されたが、現在までに、保育所等で働く保育士等に対しては、慰労金が支給されていない状況にある。保育の現場からは、慰労金を支給してほしいといった要望は出ていないか。また、実際の支給について検討しているかどうかに対し、保育士等への慰労金の支給については、県保育協議会から要望が来ており、財政当局とも協議を行った。医療従事者等への慰労金は国の制度であり、対象も医療と福祉に限定されている。仮に、調剤薬局と同様に、保育士等に対し、県単独で慰労金を支給するとなると、

相当大きな額となることが見込まれることから、まずは、慰労金の対象を保育士等に拡大するよう、国に対し働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係における「コロナ禍における学校での新しい生活様式」についてであります。

コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業から半年程度が経過し、学校現場においても、様々な感染防止に係る取組を進めていると思うが、今後、コロナウイルス感染症が収束しても、コロナ禍前の生活に戻ることは困難であると思われる。そこで、アフターコロナにおける、これからの新しい生活様式を踏まえた学校運営の方向性を、県教育委員会として定め、学校現場や市町村教育委員会に示す必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、例えば、首都圏と本県では大分感染の状況が異なるため、学習形態や部活動、さらには普段の生活について、今後、注意すべきところや改善すべきところを見極めながら、本県の状況に即した感染対策を進めるとともに、今年度中にほぼ全ての学校に、タブレット端末が整備されることなどを踏まえ、市町村教育委員会とも連携を図りながら、国のガイドラインに沿った県としての対応を考えてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

上程の議案二十六件、認定一件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第百六十四号、

議案第百六十五号、議案第百六十七号、議案第百六十八号、議案第百六十九号、議案第百七十三号、議案第百七十号、議案第百七十一号、議案第百七十二号、議案第百七十四号、議案第百七十五号、議案第百七十六号、議案第百七十七号、議案第百七十八号、議案第百七十九号、議案第百八十号、議案第百八十一号、議案第百八十二号、議案第百八十三号、議案第百八十四号、議案第百八十五号、議案第百八十六号、議案第百八十七号、議案第百八十八号、議案第百八十九号及び議案第百九十号は、原案のとおり可決、認定第一号は、認定されました。

次に、日程第二十九、請願審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第三十六号及び請願第三十七号、以上の請願二件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、請願第三十六号あきた芸術劇場舞台芸術型ホールへの組込反響板設置の請願について、賛成の立場から意見を申し上げます。

請願者は、反響板の設置について有識者を交えた議論の不足、設置の有無を判断した情報の不足や不透明さを指摘しています。議会に示した「現況」の「各ホールにおける収納式音響反射板の設置についての判断」の項には、「平成二十九年年度、基本設計を取りまとめるに当たって、ワークショップを開催。舞台芸術型ホールの収納式音響反射板設置につ

いては、要否双方の意見があつたが、ボタンを使用した演出の妨げになるため、設置しないこととした。」とあります。県民会館と秋田市文化会館の利用状況や、県と秋田市の施設だということ踏まえると、もつと議論を尽くす必要があり、指摘は当然です。なぜ、基本設計の段階で、秋田市文化会館の二つのホールのように若干の制約が生じるとしても、吹奏楽や合唱、生演奏なども含め、幅広い分野の活動で使ってもらえるホールにしなかつたのかと残念でなりません。何のためのワークショップだったのかと思います。

県は、舞台芸術型ホールを秋田市文化会館の代替ホールになるであろうと期待していた県民や教育現場の利用について、アトリオン音楽ホールや県児童会館けやきシアターの利用を呼びかけています。しかし、児童会館は、大規模改修が実施されたとしても、練習するスペースがない、楽屋やステージ袖が狭すぎる、児童生徒が集合するスペースがなく危険だなど、学校現場にいた方々は使い勝手の悪さを指摘します。だから、学校関係の利用が全体の二一%なのです。アトリオンは、利用率が八〇から九〇%と高い状況ですから、利用できるホールがないということが現実になってしまうのではないのでしょうか。

今、そのことに気づいて声を上げてくれたのが、請願者をはじめ、賛同の署名をした方々です。議員の皆さん、この声を受け止めようではありませんか。

反響板を設置することになれば、基礎工事からやり直しが必要との話もあるようですが、何人かの一級建築士の方から、その必要はないのではないかと聞きました。建設工事に着工していますし、一部の設計を直すこととなります。工事期間が延び、事業費も多少増えるかもしれませんが。それでも、六月議会の討論でも述べたように、完成後、活用の幅を広げられ、あきた芸術劇場が未来の子供たちにも大いに活用される施設にする選択をした方が、多くの県民から喜ばれるのではないのでしょうか。採択に賛成してくださることを心から訴えて、私の討論を終わります。

す。御清聴ありがとうございました。

●議長（加藤鉦一議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、請願第三十六号を起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者少数であります。よって、請願第三十六号は、不採択と決定されました。

次に、請願第三十七号について採決いたします。本請願は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。請願第三十七号は、採択と決定されました。

次に、日程第三十、意見書案第四号及び日程第三十一、意見書案第五号の意見書案二件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第三十、意見書案第四号物流業の安全確保と効率化の推進のため高速道路の整備促進と利用者負担の軽減を求める意見書、日程第三十一、意見書案第五号国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書、以上二件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第四号及び意見書案第五号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りいたします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、九月議会の案件全部を議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時五十分散会